

平成31年2月20日付け津市監査委員告示第1号公表分

(1) 建設部

津南工事事務所

監査の結果	<p>修繕の分割発注について</p> <p>雲出伊倉津町地内の道路修繕3件及び雲出伊倉津町地内の水路修繕2件について、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して発注していたが、これらの修繕の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかつたとはいい難いものと考え、ため、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、修繕の契約方法を見直されたい。</p>
措置の内容	<p>公共土木施設における少額修繕については、入札による単価契約方式により実施することとし、各総合支所が実施する地域インフラ維持・補修事業においても、両工事事務所が助言することとした。</p> <p>契約事務の手續においては、関係法令及び令和3年1月に津市少額修繕等内部調査委員会が策定した少額修繕ガイドラインの遵守を徹底するとともに、令和3年4月に設置された津市修繕等審査会でチェックする体制に改めた。</p>

(2) 芸濃総合支所

地域振興課

監査の結果	<p>錫杖湖水荘の経営状況の改善について</p> <p>錫杖湖水荘は、地域と都市との交流及び定住の促進、地域の活性化並びに住民の健康の増進及び福祉の向上を目的に設置された施設であり、これまでPR活動など利用促進に努めてきたが、レストラン利用客、宿泊者ともに減少傾向にある。芸濃総合支所地域振興課作成資料によると、同施設の人件費も含めた収支状況については、この10年間、毎年約1,500万円前後の赤字が続いている。</p>
-------	--

	<p>設置目的と運営経費の費用対効果、全市的な市民負担の観点から、同施設の経営状況の改善への取組について、関係部局と協議されたい。</p>
措置の内容	<p>令和2年度に策定した津市個別施設計画において、建物の老朽化が顕著であり、利用率も低いことから、今後の方向性として、中期的（6年間を目途）に施設の在り方について検討すると位置付けた。</p> <p>今後当該方針に基づき、錫杖湖水荘の利用促進と誘客を図るための取り組みを進めるとともに、施設の在り方について検討を進める。</p>